

資金名	貸付対象者《融資を受けられる方》	利率 (固定)	限度額 (運転資金の限度額)	期間(据置期間) 設:設備 運:運転	認定機関	備 考
産業活性化支援資金	・新商品、新サービスを提供するための事業を行う方 ・技術力・生産性の向上を図るための事業を行う方 ・省エネルギー化を図るための設備投資を行う方 ・集客力向上・販路拡大を図るための事業を行う方 ・試験研究や新商品の開発を行う方	1.6%	1億5千万円 (5千万円)	設 15年(2年) ※ 建物の新築は20年 運 7年(2年)	県	【金利優遇 Δ0.2%】(詳細は要綱をご参照ください) 「山形いきいき子育て応援企業認定制度」で下記のいずれかに該当 イ 「実践(ゴールド)企業」、「優秀(ダイヤモンド)企業」に認定 ロ 「宣言企業」に登録し、女性を管理職(3人目まで)又は役職(1 回限り)に登用 ハ 「女性役員登用支援金」の交付を受けて女性を初めて役員に登用
地域産業振興特別資金	①・「新連携」又は「経営力向上計画」の認定を受けて事業を行う方 ・BCPの策定及びBCPに基づいた対策を行う方 ②・自動車、自動車部品、航空機部品、有機エレクトロニクス関連製品、バイオ技術又は再生可能エネルギー発電設備の生産設備を導入する方 ・「経営革新」の承認を受けて事業を行う方 ・「地域経済牽引事業計画」の承認を受けて事業を行う方 ③・下記の補助金を受けて事業を行う方 「革新的ものづくり・商業・サービス開発支援補助金」「ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金」 「中小企業スーパーータルサポ補助金」 (詳細な要件は要綱及び要領をご参照ください)	①1.4% ②1.2% ③1.0%	2億円 (8千万円) ※ 左欄(☆)に ついては3億円 (設備のみ)	設 15年(2年) ※ 建物の新築は20年 運 7年(2年)	県	【金利優遇 Δ0.2%】 ②の要件に加え、従業員20人以下(商業・サービス業は5人以下、ただし 宿泊業・娯楽業は従業員数20人以下)の小規模企業者
事業承継支援資金	・事業継続が困難な事業者から事業資産等の譲渡を受け、県内において当該事業を承継する方 ・第二創業を行う方 ・後継者による経営権の集約を目的として、自社の株式を取得する方 ・中小企業経営承継円滑化法に基づき、経済産業大臣の認定を受けた方 ・信用保証協会の近代化資金保証制度(特定経営承継関連)を利用して、経営を承継する代表者の方	1.0%	2億円 (8千万円)	設 15年(2年) ※ 建物の新築は20年 運 7年(2年)	県	
開業支援資金	①県内で新たに中小企業者として開業する方 ②廃業経験のある方で、廃業後5年以内に再起業に取り組む方	①1.2% ②1.9%	①5千万円 ②2千万円	① 設 15年(3年) ※ 建物の新築は20年 ② 設 10年(3年) ①②運 10年(2年)	開業先の商工 会・商工会議所 (NPO法人は 県)	【金利優遇 Δ0.2%】 ①の要件に加え、創業塾修了者、やまがたチャレンジ創業応援事業費補助 金を受けた方、女性、若者(30歳以下)、シニア(55歳以上)
観光振興資金	①観光施設の整備を行う方 ②旅館・ホテルの改修を行う方	1.4%	①1億5千万円 (5千万円) ②3億円 (設備のみ)	設 15年(2年) ※ 建物の新築は20年 運 7年(2年)	県	
産業立地促進資金	①県内の工業団地等に立地しようとする方 ②県内に大規模な立地を行う方、又は県外企業(製造業又は山形県企業立地促進補助金を受けて物流関連施設を立地しようとする方若しくは本社 機能を移転する方に限る)で県内に新たに立地する方 ③県内工業団地等に立地している方又は②を利用して立地した方であって増設・増築を行う方	0.7%	20億円	設 20年(3年) 運 15年(3年)	県及び立地先の 市町村	・立地先市町村の認定が必要 ・県外企業・大企業でも利用可能
環境保全促進資金	産業廃棄物処理施設を整備する方	1.6%	3億円 (5千万円)	設 15年(2年) ※ 建物の新築は20年 運 7年(2年)	県	
小規模企業資金	従業員20人以下(商業・サービス業は5人以下)の小規模企業者(宿泊業・娯楽業は従業員数20人まで小規模企業者) ①県特 … 原則として無担保 ②特別小口 … 無担保・無保証人 ③小口零細 … 保証付き融資残高が2千万円以下の方 (原則として無担保)	①1.9% ②1.8% ③1.8%	①3千万円 ②2千万円 ③2千万円※ ※ 既存の保証付融 資残高を含む	設 7年(2年) 運 7年(2年)	信用保証協会	・①②は商工会議所若しくは商工会又は市町村の意見書が必要 ・③はNPO法人は対象外
経営安定資金	①最近3か月の売上高又は売上総利益が過去3年以内のいずれかの年の同期に比べ5%以上減少し、経営に支障をきたしている方 ②取引先、他社の倒産等により、経営に支障をきたしている方 ③「指定業種」を営んでおり、最近3か月の売上高が前年同期に比べ減少し経営に支障をきたしている方 ④局地的な災害により被害を受け、経営に支障をきたしている方 ※ NPO法人の場合、「売上高」は「売上高に相当する収益」、「売上総利益」は「売上総利益に相当する利益」とする。	1.6%	①②③8千万円 (運転のみ) ④8千万円 (8千万円)	①②③ 7年(2年) ④ 設 10年(2年) 運 10年(2年)	①②③商工会・商 工会議所(NPO 法人は県) ④県	・③の「指定業種」とは、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定 に基づき経済産業大臣が指定した業種(中企庁Webサイトで確認でき ます) ・④の「局地的災害」とは、山形県内で発生した災害で、県が指定したも の(現在は指定災害はありません)
地域経済変動 対策資金	・「原材料価格の高騰」の影響により、売上高又は売上総利益が前年同期に比べ減少し、かつ売上高に対する売上原価の割合が前年同期に比べ増 加し、経営に支障をきたしている方 ・「蔵王山の火口周辺警報の発表」の影響により、最近1か月の売上高が前年同期に比して減少し、かつ以後2か月の売上高が前年同期に比して 減少する見込みで、経営に支障をきたしている方	1.6%	5千万円 (運転のみ)	10年(2年)	県	【取扱期間】 ・原材料価格の高騰(平成27年4月1日～) ・蔵王山の火口周辺警報の発表(平成27年4月24日～)
中小企業再生 支援資金	①中小企業再生支援協議会の支援を受けながら経営再建に取り組む方 ②金融機関の支援を受けながら経営再建に取り組む方 ③法的整理申立から再生計画認可後3年を経過するまでの方であって、経営再建に取り組む方 ④私的整理手続き中であって、経営再建に取り組む方	2.1%	8千万円 (5千万円)	①②設 15年(2年) 運 10年(2年) ③ 設 10年(2年) 運 7年(2年) ④ 3年	県	【金利優遇 Δ0.2%】 ②の要件に加え、中小企業支援機関の専門家派遣事業を受けた方
再生可能エネ ルギー発電事 業促進資金	①再生可能エネルギーを活用した大規模な電力供給事業を行う方 ②中小規模の再生可能エネルギー発電設備を導入する方	①1.3% ②1.6%	①30億円 (設備のみ) ②3億円 (設備のみ)	①20年(3年) ②20年(2年)	県	①は県外企業・大企業でも利用可能
TPP協定等 対応資金	①TPP協定、自由貿易協定(FTA)、経済連携協定(EPA)等の発効(準備を含む)に伴う増産や受注増加等に対応するための設備投資を 行う方 ②TPP協定、FTA、EPA等の発効により、最近3か月の売上高又は売上総利益が過去3年以内のいずれかの年の同期に比して減少し、経営 に支障をきたしている方	1.6%	①1億5千万円 (5千万円) ②5千万円 (運転のみ)	①設 15年(2年) ※ 建物の新築は20年 運 7年(2年) ② 10年(2年)	県	①はTPP協定、FTA、EPA等の発効前でも利用可能
経営改善サポ ート借換資金	信用保証協会の条件変更改善型借換保証を利用して、既往の保証付き融資の借換を行うとともに、新商品の開発や新サービスの提供などの新たな 事業活動を行うことにより、経営改善に取り組む方	2.1%	8千万円 (8千万円)	15年(2年)	県	・単なる借換のみは対象となりません。 ・条件変更改善型借換保証の対象となる既往の保証付き融資ならば、 商工業振興資金以外も借換することができます。
流動資産担保 資金	流動資産を担保として、資金調達を行う方	金融機関所定 (年3.0%以内)	3千万円 (3千万円)	1年	信用保証協会	

山形県商工業振興資金のご案内

● 利用できる方

ご利用いただける方は、原則として、県内に本店（又は主たる事業所）がある中小企業者です。
〔中小企業者とは、中小企業信用保険法第2条第1項で規定する中小企業者です。〕

業 種	資 本 金	従 業 員
製造業、建設業、運輸業、その他下記以外の業種	3億円以下	300人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
旅 館 業	5,000万円以下	200人以下
小 売 業	5,000万円以下	50人以下

※1 資本金又は従業員のうち、どちらか一方が適合すれば、該当します。
※2 個人事業主又はNPO法人（一部対象外）も対象となります。

● 制度資金早見表（詳しくは制度資金一覧表をご覧ください）

様々な資金メニューを設けております。目的、対象に応じたメニューをご利用ください。

目 的 ・ 対 象	利 用 資 金 名
<ul style="list-style-type: none"> ・新商品、新サービス提供 ・生産性向上、集客力向上 等 	産業活性化支援資金
<ul style="list-style-type: none"> ・自動車部品、航空機部品、有機エレクトロニクス関連製品等の生産設備導入 ・「経営力向上計画」、「経営革新」、「先端設備等導入計画」等の承認を受けて事業を実施 ・要綱に定める県の施策に沿った事業を実施 等 	地域産業振興特別資金 【中小企業トータルサポート貸付】
<ul style="list-style-type: none"> ・事業継続困難な事業者から事業を承継、第二創業 等 	事業承継支援資金
<ul style="list-style-type: none"> ・旅館、ホテルや観光施設の整備 	観光振興資金
<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物処理施設の整備 	環境保全資金
<ul style="list-style-type: none"> ・工業団地等への立地、工場増設・増築 等 	産業立地促進資金
<ul style="list-style-type: none"> ・県内で新たに開業したい方 ・開業後間もない方で当面の事業資金を調達したい方 等 	開業支援資金
<ul style="list-style-type: none"> ・「無担保」、「無担保・無保証人」で融資を受けたい方 	小規模企業資金
<ul style="list-style-type: none"> ・経営の安定を図りたい方 	<ul style="list-style-type: none"> ・売上高等の減少等により経営に支障をきたしている方 ・原材料価格高騰又は蔵王山の火口周辺警報の発表の影響により、経営に支障をきたしている方
<ul style="list-style-type: none"> ・企業の再生を図りたい方 	中小企業再生支援資金

【問合せ先】山形県商工労働部中小企業振興課

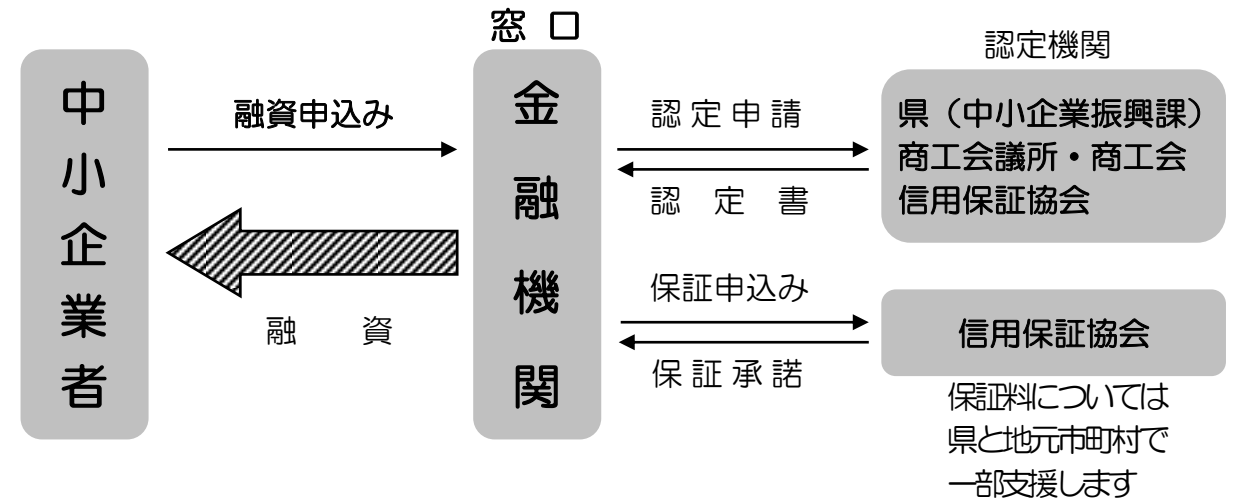
〒990-8570 山形県山形市松波 2-8-1
電話：023-630-2359、3266(金融担当) FAX：023-630-3267
商工業振興資金 HP：<http://www.pref.yamagata.jp/ou/shokokanko/110013/folder-kinyu/17shikin.html>

【山形県中小企業総合相談窓口（中小企業トータルサポート）】

中小企業の皆さまが抱える多様な相談に対して、各支援機関と連携して、きめ細かくサポートを行う「山形県中小企業総合相談窓口」（愛称：中小企業トータルサポート）を、県中小企業振興課と（公財）山形県企業振興公社に設置しています。

また、身近な相談窓口として、各総合支庁にも相談窓口を設置しています。
県中小企業振興課 → 電話：023-630-2354 FAX：023-630-3267
山形県企業振興公社 → 電話：023-647-0664 FAX：023-647-0666
中小企業トータルサポート HP：<http://www.pref.yamagata.jp/ou/shokokanko/110013/keieisien/chusho-total-support.html>

まずは金融機関にご相談ください



※融資に際しては金融機関の審査があります。ご希望とおりにならない場合もありますのでご了承ください。

申込
窓口

山形銀行、荘内銀行、きらやか銀行、七十七銀行(山形支店)、北都銀行(酒田支店)、東邦銀行(米沢支店)
山形信用金庫、米沢信用金庫、鶴岡信用金庫、新庄信用金庫
山形中央信用組合、北郡信用組合、山形第一信用組合、商工中金(山形支店・酒田支店)

● 山形県商工業振興資金について

県内企業の経営の安定や競争力の強化に必要な資金を融資し、本県商工業の振興と地域経済の活性化に資することを目的としています。

県が金融機関に融資原資の一部を預託(産業立地促進資金は市町村と協調預託)することにより、**低利融資**を実現しています。

● 信用保証制度について

信用保証協会では、中小企業者が融資を受ける際に信用保証を行っております。

信用保証制度を利用するために必要となる連帯保証人は、原則として、法人の場合は代表者のみ、個人の場合は不要となります。

商工業振興資金と一緒に利用する場合には、**県と市町村が、信用保証料を一部支援**します。

● 平成30年4月1日からの主な改正点

- 「産業活性化支援資金」で運転資金のみの利用を可能とする
- 「地域産業振興特別資金」第2号の対象に「『地域経済牽引事業計画』の承認を受けて事業を行う方」、「『先端設備等導入計画』の認定を受けて事業を行う方」を追加
- 「事業承継支援資金」の対象に「信用保証協会の近代化資金保証(特定経営承継関連)を利用して、経営を承継する代表者の方」を追加
- 「開業支援資金」の既存借入金の借換を可能とする
- 「開業支援資金」第2号の限度額拡充(1千万円→2千万円)
- 「小規模企業資金(特別小口)」及び「小規模企業資金(小口零細)」の限度額拡充(1,250万円→2千万円)
- 「経営安定資金」の既存借入金の借換を可能とする
- 「再生可能エネルギー発電事業促進資金」の限度額拡充(20億円→30億円)
- 「流動資産担保資金」の金利を年3.0%以下の範囲内で金融機関所定金利とする